

南相馬市小高区学校統合の進め方の概要

学 校 教 育 課

1 趣 旨

本市では、将来の子供たちに適正な教育環境を提供するため、平成30年11月に策定した「南相馬市公立学校適正化計画」に基づき、より優先度の高い旧避難指示区域の小高区において、学校適正化に係る懇談会等を開催し、現状を踏まえた今後の学校のあり方等について、意見を聴取してきた。

その後、小高区内の区長会及び保護者で設立した「小高区学校適正化検討協議会」でも議論が進められ、今般、小高区学校統合に関する意見書の提出があったところである。

ついては、これまでの懇談会等での意見や意見書を踏まえた「南相馬市小高区学校統合の進め方」を定めるもの。

2 南相馬市小高区学校統合の進め方について

(1) 南相馬市小高区学校統合の進め方 資料6-2

- ① 統合校の編成 小高小、福浦小、金房小、鳩原小が統合
- ② 予定統合時期 令和3年4月1日
- ③ 今後の取組み

11月中旬に、南相馬市小高区学校統合準備協議会を設置するとともに、第1回協議会を開催し、統合に向けた具体的な協議を行う。

3 【参考】小高区学校適正化検討協議会からの意見書について

(1) 小高区学校統合に関する意見書 資料6-3

- ① 提出日 令和元年9月2日
- ② 提出者 小高区学校適正化検討協議会
- ③ 意見書の概要

合同運営を解消し、小高小学校、福浦小学校、金房小学校、鳩原小学校の4校を1校に統合すること。「他校にはない特色」「より良い教育制度の検討」「地域との良好なコミュニティ維持」に配慮すること。

4 【参考】南相馬市小高区学校統合準備協議会の設置について

(1) 南相馬市小高区学校統合準備協議会設置要綱 資料6-4

- ① 所掌事項 校名・校章・校歌、特色ある学校づくり、小中一貫教育、等
- ② 組 織 委員15名以内
- ③ 専門部会

学校統合に向けた実務等に関連する専門的な調査検討のため、専門部会を設置するとともに、必要に応じて会議を開催する。

南相馬市小高区学校統合の進め方

1 これまでの経過

本市では、全国的な少子化の影響に加え、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、児童生徒の減少に伴う市内小中学校の小規模化が進行する中、「南相馬市公立学校適正化計画」を策定しました。

その後、小高区内で学校適正化に係る懇談会等を開催するなど、今後の学校運営のあり方を含め、地域の皆様方のご意見をお聴きしたところです。さらに、令和元年9月2日付で小高区行政区長連合会及び小高区4小学校PTA役員が中心となって組織した「小高区学校適正化検討協議会」より、小高区内の学校統合に係る意見書の提出がありました。

これまでの検討経過及び地域の意見を踏まえ、小高区内の4小学校を統合するものとします。

2 小高区4小学校の統合について

(1) 統合小学校の編成

小高小学校、福浦小学校、金房小学校、鳩原小学校が統合

(2) 予定とする統合時期

令和3年4月1日

3 統合に向けた今後の取組み

今後は、統合小学校の名称や校歌をはじめ、学校統合に向けた様々な準備や検討事項について、関係者の皆様にご協力をいただき「南相馬市小高区学校統合準備協議会」を市で設置し、学校統合に向けた具体的な取組みを進めます。併せて、特色ある学校づくりを目指すとともに、小中一貫教育などの制度を積極的に検討します。

(参 考) これまでの懇談会等の経緯

①保護者との懇談会

- 4月18日 小高区5校PTA役員懇談会（参加者：9名）
- 4月19日 小高区4小学校保護者懇談会（参加者：45名）
- 4月20日 小高中学校保護者懇談会（参加者：39名）
- 5月 8日 小高区5校PTA役員・区長会合同懇談会（参加者：7名）
- 7月 5日 小高区4小学校保護者懇談会（参加者25名）

②市議会議員への説明会

- 5月27日 地区懇談会及び全体懇談会の概要説明（参加者：17名）
- 9月19日 南相馬市議会全員協議会へ進捗状況等の報告

③地区懇談会の開催

- 5月28日 中部地区懇談会（参加者：17名）
- 5月30日 東部地区懇談会（参加者：24名）
- 5月31日 西部地区懇談会（参加者：15名）
- 6月26日 小高区全体懇談会（参加者：82名）

④小高区学校適正化検討協議会（区長会とPTA等で構成する任意団体）

- 7月18日 第1回検討協議会
（協議及び確認事項）
 - i 小高区4小学校の統合を進めることの確認
 - ii 学校統合に係る意見書等を整理し、市へ提出することの確認
- 8月19日 第2回検討協議会
（協議及び確認事項）
 - i 意見書（案）の確認

→ 区長会とPTAが中心となり地域の任意団体を設立し、これまでの懇談会等が出された意見を整理したうえで「小高区学校統合に関する意見書」を令和元年9月2日に市長及び教育長に提出した。

⑤小高区4小学校について

- H28. 3. 31まで 鹿島中敷地内仮設校舎において、4校毎に別運営
 - H28. 4. 1 ～ 鹿島中敷地内仮設校舎において、4校合同運営開始
 - H29. 4. 1 ～ 小高区小高小本校舎において、4校合同運営
- 児童数 58名（R元. 5. 1現在）

令和元年9月2日



南相馬市長 門馬和夫様

小高区学校適正化検討協議会

会長 堀内洋伯



小高区学校統合に関する意見書

日頃より、小高区の子どもたちのためにご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、去る5月、6月に市教育委員会が開催しました、計4回の地区懇談会での説明を受けまして、行政区長、学校PTA役員を中心とした、学校適正化に係る地域の検討協議会を設置いたしました。

本協議会では、震災後に児童生徒数が激減した小高区小中学校のあるべき姿や、現状の小学校合同運営のあり方、小高区内学校統合の是非など、子どもたちにとってより良い教育環境について慎重に協議いたしました。

協議の結果、「合同運営を解消し、小高小学校、福浦小学校、金房小学校、鳩原小学校の4校を1校に統合すべき」との結論に至りました。

については、4校の統合に、早急に着手することが必要です。

なお、統合に際しましては、下記項目についての配慮が必要です。

記

1 小高区の学校に、他校にはない特色が必要です

特定の科目に特化した学習指導や、高等教育機関との連携など、統合校に新たな付加価値を付けるため、特色ある学校づくりを、積極的に検討すること。

2 教育環境の安定に向け、より良い制度化の検討が必要です

小学校と中学校との連携した教育カリキュラムの編成を含め、小中一貫教育や小規模特認の制度化について、安定的な教育環境が提供できるよう検討すること。

3 地域との良好なコミュニティ維持を図る必要があります

学校運営に地域の思いを反映する場を検討するなど、地域と学校が良好な関係性を保てるようにすること。

小高区学校適正化検討協議会名簿

(令和元年8月19日現在)

No.	区 分	役 職 等	氏 名	備 考
1	行政区長連合会	会長・中部地区区長会長	林 勝典	副会長
2		副会長・西部地区区長会長	渡部 義則	
3		副会長・東部地区区長会長	阿部 貞康	
4	小高区4校学校PTA	会長・福浦小担当 兼務：小高区5校PTA連絡協議会会長	堀内 洋伯	会長
5		副会長・小高小担当	茂木 美紀	
6		副会長・金房小担当	發田 勇雄	
7		庶務・鳩原小担当	古内 克利	
8	小高中学校PTA	会長	佐藤 恵美	
9		副会長	郡 義行	
10	小高幼稚園保護者	小高幼稚園保護者	小林 隼人	
11	学校評議員	小高区4小学校 学校評議員	石井 幹雄	
12		小高中学校 学校評議員	西 佳世子	
13	学校長	小高区4小学校長	藤巻 国孝	
14		小高中学校長	堀川 泰宏	

南相馬市教育委員会告示第 号

南相馬市小高区学校統合準備協議会設置要綱

(設置)

第1条 南相馬市立小高小学校、福浦小学校、金房小学校及び鳩原小学校の統合と、新たな学校づくりに向けた準備を円滑に推進するため、南相馬市公立学校適正化計画に基づき、南相馬市小高区学校統合準備協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、統合後の学校に関する次の事項を所掌する。

- (1) 校名・校章・校歌に関する事。
- (2) 特色ある学校づくりに関する事。
- (3) 小中一貫教育に関する事。
- (4) 教育課程の編成に関する事。
- (5) 学校と地域の連携に関する事。
- (6) 通学手段や安全確保に関する事。
- (7) P T A 組織に関する事。
- (8) 統合準備の総務に関する事。
- (9) その他南相馬市教育委員会が必要と認める事。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 小高区内の小学校 P T A 役員
- (3) 小高中学校 P T A 役員
- (4) 小高幼稚園に通園している園児の保護者の代表者

(5) 小高区内の小学校に係る学校評議員

(6) 小高中学校に係る学校評議員

(7) 小高区内の小学校長

(8) 小高中学校長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から統合後の学校の運営が開始されるまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に開催される会議は、教育長が招集し、会長が選任されるまでの間、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条に規定する所掌事項の推進のため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会の指示により、所掌事項に係る学校

運営及び教育行政の実務に関連する資料収集、専門的な調査検討及び連絡調整を行い、その経過及び結果を所掌事項の素案として協議会へ報告するものとする。

3 専門部会は、協議会の委員及び教育長が委嘱する学校教職員又はそのいずれかで構成する。

4 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。

5 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

6 部会長は、専門部会の業務を総理する。

7 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課で処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。